

市民会館跡地エリア第二期整備基本計画策定支援業務委託仕様書

この仕様書は、市民会館跡地エリア第二期整備基本計画策定支援業務委託について、業務の内容及び受託者が遵守しなければならない仕様を示すものである。

1 件名

市民会館跡地エリア第二期整備基本計画策定支援業務委託

2 業務の目的

市民会館跡地エリア全体の価値向上を図るとともに、「2コア1パーク」の形成により、中心市街地のにぎわいを創出するため、市民会館跡地エリアの第二期整備部分（敷地C・D）について、これまでの本市の取り組みを踏まえ、整備方針、事業手法、ゾーニング及び導入機能等について検討する。

3 委託する業務の内容

ア 「市民会館跡地エリア第二期整備基本計画」の作成

①前提条件の整理

市民会館跡地エリア全体の事業実施状況やスケジュール、これまでの市の調査結果等を踏まえ、事業手法や範囲、施設内容等について概要整理を行うほか、敷地C・Dの敷地条件や法制度等、計画策定の前提条件となる内容について整理する。また、それらの整理にあたり、参考となる先行事例や関連情報の収集等を行う。

②導入機能の整理・検討

敷地C・D全体において導入する施設機能の整理を行ったうえで、公園施設として必要となる施設、民間施設として想定される施設、それぞれの規模、配置、施設機能等を検討する。

また、導入機能及び施設について、管理運営に係る内容及び手法等を検討する。

③配置ゾーニングの検討、整備イメージの作成

①、②の検討を踏まえ、配置、ゾーニング及び動線計画を検討し、配置ゾーニング図を作成する。また、イメージスケッチの作成を行う。

④事業計画の検討

①～③の検討を踏まえた整備方針及び事業計画（事業手法、範囲、スケジュール等）の検討、設定を行うとともに、概算工事費等の算定を行う。

（※）基本計画の策定にあたっては、市が令和3年度に別途実施を予定している市民ワークショップでの意見等を反映しつつ進めるものとする。なお、ワークショップの運営等については、本業務委託の範囲ではない。

イ 調査業務

①アクティビティ調査

現在敷地C・Dで暫定活用を行っている市民会館跡地暫定広場（IBALAB@広場）における来園者の活動内容分析（例：人数、時間、行為等）を実施する。

（※）令和2年度に市が実施している調査（敷地C・Dに係るPPP手法導入可能性調査）の概要は、「別紙 令和2年度 敷地C・Dにおける社会実験及び付帯調査実施概要」を参照すること。契約締結後、詳細の調査結果等は提供予定。

②販売・賑わい創出実験

敷地C・Dにキッチンカー（フードトラック）を誘致し、売り上げ状況等を分析、把握する。なお、事業者の出店調整、連絡体制等の構築、広報の補助等も併せて行う。

③その他

必要に応じ、基本計画策定にあたり補完するための調査を実施する。

ウ パブリックコメント実施支援業務

市民会館跡地エリア第二期整備基本計画素案策定後、本市が実施するパブリックコメント業務の支援を行う。

エ その他策定支援業務

以下の項目については、本市と協議のうえ、必要に応じて実施する。

- ・協議打合せ（月1回程度を想定）
- ・業務報告書作成
- ・受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

※ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

4 成果品

本業務の成果品として、次のものを事業年度ごとに提出する。編集については、市担当者と十分協議することとし、紙媒体のほか電子データ（CD-R に入力）でも納品すること。

- (1) 業務報告書（調査業務の結果を含む） 3部
- (2) 市民会館跡地エリア第二期整備基本計画 3部
- (3) 市民会館跡地エリア第二期整備基本計画概要書 3部
- (4) 業務報告書を記録した電子媒体 一式

5 契約期間

本業務の契約期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

6 委託料の支払い

本業務の委託料は、全額を業務終了後に支払う。

7 その他遵守事項

- (1) 成果品にかかる著作権は茨木市に帰属することとする。
- (2) 業務が完了し、または、契約期間が満了した後であっても、内部に不備・不完全な部分が発見された場合は、受託者の負担と責任で直ちに補正すること。
- (3) 本仕様書記載事項及び本業務遂行上疑義が生じたときは、速やかに市と協議し、本業務に支障のないよう努めなければならない。
- (4) 本仕様書は、本業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記が無い事項については市と協議の上これを決定する。